

帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税等の減免に係る現地調査実施要領

31 総防管第1272号

令和元年9月4日

令和4年3月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税、事業所税及び都市計画税の減免要綱(平成25年10月1日付25主税税第230号。以下「減免要綱」という。)

第1に規定する固定資産税、事業所税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の減免を行うにあたり必要となる現地調査(以下「現地調査」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(現地調査の対象)

第2条 現地調査は、減免要綱第2に定める備蓄倉庫について行う。

(現地調査の方法)

第3条 現地調査は、備蓄倉庫の床面積の実測、平面図による計測、目視による保管状況の把握、写真による撮影及び所有者若しくは管理者又はこれらの者から指示を受けて現地案内を行う者に対する聞き取り等により行うものとする。

(現地調査の申請)

第4条 減免要綱による減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、現地調査を受けるため、別記様式第1に必要書類を添付し、東京都総務局総合防災部長(以下「総合防災部長」という。)に申請しなければならない。

2 前項の必要書類は、次に掲げるものとする。

一 備蓄倉庫を示す平面図

二 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱(平成25年6月24日付25総防管第409号)第10条第1項に基づく補助金交付決定通知書又は東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業実施要綱(令和元年5月21日付31総防管第479号。以下「配備要綱」という。)第8条に基づく譲渡契約書の写し

三 配備要綱第8条に基づく譲渡契約に基づき都から備蓄品を受領した日が分かるもの(納品書)の写し

(現地調査結果の通知)

第5条 総合防災部長は、前条の規定による申請があったときは、第3条の規定による方法により現地調査を行い、現地調査の結果を別記様式第2により申請者に通知するものとする。

(備蓄倉庫の変更)

第6条 減免要綱による減免を受けている者(以下「減免対象者」という。)は、前条又は次項により現地調査を受けた備蓄倉庫について、所在又は床面積に変更が生じた場合は、変更後の備蓄倉庫について現地調査を受けるため、直ちに、別記様式第3に変更後の備蓄倉庫を示

す平面図を添付し、総合防災部長に申請しなければならない。

- 2 総合防災部長は、前項の規定による申請があったときは、第3条の規定による方法により現地調査を行い、現地調査の結果を別記様式第4により減免対象者に通知するものとする。

(情報の共有)

第7条 総合防災部長は、東京都主税局課税部長及び資産税部長との間で、固定資産税等の減免に係る事務処理に必要な情報を共有する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、現地調査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。